

# 台風 15 号の被害を受けた 農家の皆さまへ

過去には、農業用施設の大規模災害を受け、国において緊急補助事業が発動された事例があります。

(例：平成 30 年 9 月 30 日未明襲来の台風第 24 号では、平成 30 年 11 月 22 日に補助事業が発動)

今回においても、今後、国の補助事業等が発動される可能性が考えられますが、発動された場合、補助を申請する際には、被害状況を証明する必要があります。

デジタルカメラ、スマートフォン等で、農業用施設や農作物の被災状況を撮影して保存するとともに、施設の修繕等をされる場合は、関係する領収書等を保管しておいてください。

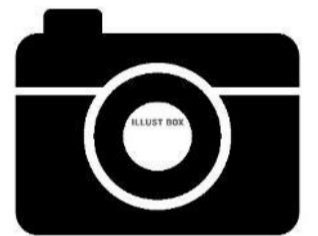
今後補助事業が発動した際には、市ホームページ等でお知らせいたします。

- ✓ 撮影日を明確にしておく
- ✓ 被災箇所がわかるように撮影

【例：パイプハウスの場合】

被災したパイプハウス全体と被害部分の写真を撮る

- パイプハウスA棟（被災の全体写真）
- パイプハウスA棟の①（内部パイプ曲がり）
- パイプハウスA棟の②（天井・サイド被害）



## こちらもチェック

栽培施設以外にも、台風 15 号により被災した作業場、農機具格納庫及び共同利用施設の屋根やシャッター等の状況、耕耘機や防除機等の農業用機械の破損、畜舎の被害についても同様に写真に記録しておいてください。

印西市 農政課  
TEL 0476-33-4488